三重県のうち 亀山市 滋賀県のうち 甲賀市 兵庫県のうち 赤穂市	百分の一
茨城県のうち 笠間市　鹿嶋市 栃木県のうち 栃木市　真岡市 群馬県のうち 渋川市 千葉県のうち 木更津市　君津市 新潟県のうち 新潟市 山梨県のうち 南アルプス市 長野県のうち 伊那市 岐阜県のうち 各務原市 静岡県のうち 藤枝市 愛知県のうち 常滑市　海部郡のうち飛島村 滋賀県のうち 東近江市 広島県のうち 三原市　東広島市 徳島県のうち 徳島市　鳴門市　阿南市 香川県のうち 坂出市	

備考　この表の支給地域等欄に掲げる名称は、平成二十七年四月一日においてそれらの名称を有する市町村又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表第一（第二条、第三条関係）を次のように改める。

別表第一（第二条、第三条関係）

都道府県	支給地域	級地
北海道	札幌市	七級地
宮城県	多賀城市	五級地
	仙台市	六級地
	名取市	七級地
茨城県	取手市　つくば市	二級地
	守谷市	三級地
	牛久市	四級地
	水戸市　日立市　土浦市　龍ケ崎市	五級地
	古河市　ひたちなか市　神栖市	六級地
	笠間市　鹿嶋市　筑西市	七級地
栃木県	宇都宮市　大田原市　下野市	六級地
	栃木市　鹿沼市　小山市　真岡市	七級地
群馬県	高崎市	六級地
	前橋市　太田市　渋川市	七級地
埼玉県	和光市	二級地
	さいたま市　志木市	三級地
	東松山市　朝霞市	四級地
	坂戸市	五級地
	川越市　川口市　行田市　所沢市　飯能市　加須市　春日部市　羽生市 鴻巣市　上尾市　草加市　越谷市　戸田市　入間市　久喜市　三郷市　比企郡滑川町　比企郡鳩山町　北葛飾郡杉戸町	六級地
	熊谷市	七級地
千葉県	袖ケ浦市　印西市	二級地
	千葉市　成田市	三級地
	船橋市　浦安市	四級地
	市川市　松戸市　佐倉市　市原市　富津市	五級地
	野田市　茂原市　東金市　柏市　流山市　印旛郡酒々井町　印旛郡栄町	六級地
	木更津市　君津市　八街市	七級地
東京都	特別区	一級地
	武蔵野市　調布市　町田市　小平市　日野市　国分寺市　狛江市　清瀬市 多摩市	二級地